

久留米市自殺対策計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 久留米市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定及び推進における進捗状況の把握及び管理等をするにあたり、各分野から意見を聞き、参考とするために、久留米市自殺対策計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号について必要な助言を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる団体等の中から市長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 商工・労働関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 地域団体
- (5) 警察・消防
- (6) 市民代表
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年間とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部保健所保健予防課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。